

## 教役者 退職年金等規則

### 第1章 総 則

#### (目的)

第1条 「在日大韓基督教会」(以下本会という)に所属する教役者の隠退後の生活安定と遺族の生活補助のために、年金等を給付することを目的とする。

#### (適用範囲)

第2条 この規則の適用を受ける教役者は、憲法第22条1項1号より5号及び8号による牧師並びに第40条による伝道師とする。

#### (資格取得の時期)

第3条 教役者は地方会からの委任を受けた日および赴任した日、または、本会機関(KCC、総会事務所、全国教会女性連合会)に任用された日からその資格を得るものとする。

#### (資格喪失の時期)

第4条 ① 教役者が本会を脱退または死亡した時は、その翌日から加入者としての資格を失う。

② 教役者が本会 勸懲条例 第5条の除名・免職の処罰を受けたときは、この規則による給付資格を失う。

#### (加入申請)

第5条 教会または各機関(KCC、総会事務所、全国教会女性連合会)の会計責任者は、速やかに第3条の有資格者の年金加入申請を年金委員会に所定の申請用紙をもってするものとする。また、有資格者が教会または各機関を離職する場合は、各地方会の会長より辞任届の控えを提出していただく。

#### (脱退禁止)

第6条 前5条によって加入を認められた加入者は第4条に定める加入資格を喪失した場合の他は恣意に脱退することは出来ない。

#### (在職期間及び在職年数)

第7条 ① この規則において在職期間とは、加入申請日の属する月から退職または死亡した日の属する月までとする。但し、教会または各機関(KCC、総会事務所、全国教会女性連合会)を休職している場合は、その期間は在職期間に含めない。

② 教会または各機関が、定められた基金を納入しなかった場合、教役者がその期間在職されていても在職期間に含めない。

③ 前第1項第2項により計算された在職期間を在職年数という。

### 第2章 年金基金の拠出

## (基金の負担者)

第8条 ①この規則による給付を行うため、教会ならびに各機関は、教役者の有無にかかわらず基金の全額を負担しなければならない。

②第1項の基金の年額は、前年の教会ならびに各機関における決算の収入総額の1.0%とする。教役者(牧師、副牧師、伝道師)が複数の場合は、上限は1.5%とする。

教役者

0～1名	1.0%
2名	1.1%
3名	1.2%
4名	1.3%
5名	1.4%
6名以上	1.5%

但し、教役者の人数は前年度12月末日の人数による。

③第2項の収入総額には、借入金および貸付金・立替金の回収額、前年度繰越金等は含まない。尚、収入総額には地方会補助金および海外からの宣教費は含む。

## (基金払込の義務)

第9条 教会ならびに各機関の会計責任者は、当月分の負担すべき額を翌月末日までに年金委員会の指定口座に払い込まなければならない。

## (基金払込の延滞)

第10条 ①拋出の責任者が8条の定める基金を延滞した場合は、延滞利息を徴収する。

(1) 延滞期間が1年未満の場合は、年5%の割合。

(2) 延滞期間が1年以上2年未満の場合は年7%の割合。

②延滞期間が2年を超える場合は、教役者が年金受給資格を失うものとする。

③第1項1号、2号の延滞利息は、教会ならびに各機関が負担するものとする。

## 第3章 給付

## 第1節 通則

## (給付の種類)

第11条 給付の種類は次の通りとする。

- (1) 終身退職年金
- (2) 退職一時金
- (3) 終身遺族年金
- (4) 遺族一時金

## (裁定)

第12条 給付は、これを受ける資格のある者の請求に基づいて裁定する。

(併給の調整)

第13条 教役者が退職年金と遺族年金の受給資格を併せもったときは、受給者の申請により、そのいずれか一方を給付する。

(給付期間)

第14条 年金は、給付の事由が発生した日の属する月の翌月から、その事由の消滅した日の属する月までの分を給付する。

(給付時期)

第15条 年金は、毎年 2月、4月、6月、8月、10月、12月にそれぞれ前月までの分を15日に給付する。

(遺族の範囲および順位)

第16条 ①遺族年金または遺族一時金を給付する遺族の範囲および順位は次のとおりとする。

なお、同順位の者が2名以上のときは遺族において定めた者とする。

1. 配偶者（隠退時に配偶者であった者）
2. 子
3. 父、母

②遺族年金の給付を受けている配偶者は婚姻または死亡したとき、父・母は死亡したときに翌日から受給権を失う。  
また、子は満20歳をもってその受給権を失う。

(時効)

第17条 5年間給付を受ける権利を行使しないときは、時効によって消滅する。ただし、特別の事情があると認められるときは、この限りでない。

第2節 年 金

(終身退職年金)

第18条 終身退職年金対象者は、次のとおりとする。

- ① 教役者が、在職年数15年以上にして満70歳で退職したときは、その教役者が死亡するまで終身退職年金を給付する。
- ② 教役者が、在職年数15年以上にして70歳未満で退職するときは、満70歳に達したときから、その教役者が死亡するまで終身退職年金を給付する。
- ③ 満70歳で退職するときに加入年数が15年未満の場合であっても、本人が遡及して次の通り掛金の一括納入により年数を満たす事が出来る。但し、遡及して一括納入できる年数は、5年までとし、一括納付の期限は退職日までとする。

- 1) 残余月数 × 10,000円

(終身退職年金の額)

第19条 終身退職年金の年額は、次の通りとする。

- ① 既受給者（2007年12月末日現在）  
定額部分：15万円 + 比例部分：在職年数の掛け金総額を 7で除した額
- ② 未受給者（2007年12月末日現在）

1. 旧年金制度において掛け金のある教役者

定額部分：15万円 + 基礎部分：15,000円 × { (掛け金をした年数 + 掛け金をした端数月 / 12) + (2008年1月以降の当該教会、各機関の在職年数 + 在職端数月 / 12) }

2. 旧年金制度において掛け金のない教役者 定額部分：15万円  
+ 基礎部分：15,000円 × (2008年1月以降の当該教会、各機関の在職年数 + 在職端数月 / 12)

③ 2008年以降に第3条の資格を取得した教役者  
上記2項の2に準じる。

(退職一時金)

第20条 在職年数 25年未満の教役者が退職するときは、その教役者に一時金を給付する。但し、対象者は2007年12月末日までに旧年金制度において掛け金のある教役者のみとする。

(退職一時金の額)

第21条 ① 10年未満 返金額なし (年金の原資へ充当する)

② 10年以上 被加入者本人が負担した掛金総額の2分の1

(終身遺族年金)

第22条 ① 在職年数 25年以上の教役者が、65歳以上で現職のまま死亡したとき、

- 在職年数 25年以上の教役者が、60歳以上65歳未満で現職のまま死亡したとき、
- 在職年数 25年以上の教役者が、55歳以上60歳未満で現職のまま死亡したとき、
- 教役者が、終身退職年金受給中に死亡したとき

上記第1項から第4項に該当するとき、第16条1項に定める遺族1名に終身遺族年金を給付する。

(終身遺族年金の額)

第23条 ① 在職年数 25年以上の教役者が、65歳以上で現職のまま死亡したとき、第19条第2項または3項により計算した額の70%に相当する額とする。

② 在職年数 25年以上の教役者が、60歳以上65歳未満で現職のまま死亡したとき、第19条第2項または3項により計算した額の60%に相当する額とする。

③ 在職年数 25年以上の教役者が、55歳以上60歳未満で現職のまま死亡したとき、第19条第2項または3項により計算した額の50%に相当する額とする。

- ④ 教役者が、終身退職年金受給中に死亡したとき、
  - 1) 終身退職年金 既受給者 (2007年12月末日現在)  
第19条第1項により計算した額の70%に相当する額とする。
  - 2) 終身退職年金 未受給者 (2007年12月末日現在)  
第19条第2項により計算した額の70%に相当する額とする。

(遺族一時金)

第24条 在職年数25年未満の教役者が65歳未満で死亡したとき、第16条1項に定める遺族1名に遺族一時金を給付する。

(遺族一時金の額)

第25条 ① 在職年数 15年未満

定額部分：30万円 + 基礎部分：15,000円 × (当該教会、各機関の在職年数 + 在職端数月 / 12)

② 在職年数 15年以上20年未満

定額部分：50万円 + 基礎部分：15,000円 × (当該教会、各機関の在職年数 + 在職端数月 / 12)

③ 在職年数 20年以上25年未満

定額部分：70万円 + 基礎部分：15,000円 × (当該教会、各機関の在職年数 + 在職端数月 / 12)

#### 第4章 制度の管理及び運用

(管理及び運用)

第26条 年金委員会規定に基づき、年金業務の運営及び管理をする。

#### 第5章 付則

第27条 この規則は、第51回 定期総会で承認した日から実施する。但し、2011年中に終身退職年金の受給資格を得た教役者も対象とする。

第28条 ① 委員会は制度運営上必要と認めるときは受権者に公の発給する証明書または書類の提出を求めることができる。

② 委員会は前項の提出を求めた証明書または書類がないときは当該書類等の提出あるまでその者に対する年金等の給付を差し止めることができる。

③ 委員会は年金の加入申請書、給付申請書等その他重要な書類等を整理管理しなければならない。

第29条 この規則は経済情勢の変化、社会保障制度等の改正または年金会計の重大な変化に応じて本会総会の議を経て改廃することができる。

この細則は1993年1月1日から施行する。

この規定は1999年10月21日 第45回 定期総会で改正。即施行

この規定は2001年10月24日 第46回 定期総会で改正。即施行

この規定は2003年10月15日 第47回 定期総会で改正。即施行

この規定は2007年10月10日 第48回 定期総会で改正。2008年1月1日から施行。

この規定は2009年10月11日 第51回 定期総会で改正。即施行